

町田市立中学校の自転車通学のための基準策定について

新たな学校づくり推進計画の推進により、中学校の通学区域が広域となることから、生徒の通学負担の軽減を図りつつ、安心・安全な通学環境を整えるため「町田市立自転車通学協議会」を設置し、市として統一的な自転車通学基準の策定を進めています。

1 町田市における自転車通学の現状

町田市立中学校への自転車通学は原則として認められていませんが、例外的に小山田中学校の通学区域のうち通学距離が長く、通学に利用できる公共交通機関がない地域については、校長の判断により自転車通学が認められています。

2 「町田市立中学校自転車通学協議会」の設置

基準策定に向けて、中学校校長会の代表をはじめ、中学校PTA連合会の代表、町内会・自治会連合会の代表、学校教育部職員で構成する「町田市立中学校自転車通学協議会」（以下協議会という。）を2025年7月に設置し、検討を行いました。

なお、オブザーバーとしてご参加いただいた町田警察署からは、市内の自転車利用状況に関する情報提供や法令等のご助言をいただきました。

（1）協議会での検討内容について

2025年7月から協議会を開催し、以下の内容について検討を重ねてまいりました。2026年2月の策定に向け調整を進めています。

【主な検討事項】

- ①駐輪場整備、②自転車通学時の安全対策、③自転車通学に対する補助金、④自転車通学の対象者及び許可要件の考え方、⑤学校でのルール作りの考え方、⑥学校への申請及び許可手順、⑦自転車通学許可の取消、⑧自転車通学者への安全教育、⑨保護者の責務、⑩地域の協力 等の検討を行いました。

3 自転車通学基準の適用時期について

2028年4月からの適用を予定しています。